

④ 制限納税者が負担する葬式費用

Q : 私は、外国人と結婚して、外国にもう10年居住しています。こういう状況にあるものは、親の葬式費用を負担しても、相続税額を計算する場合には控除してもらえないとか。どのようになっているのですか？

A : 制限納税義務者は、葬式費用を債務控除することができないこととなっています。

【解説】

相続税法では、相続人が無制限納税義務者(国内に住所を有する者及び制限納税義務者以外)か制限納税義務者(相続開始前5年以内に国内に住所を有していない者)によって、債務控除できる範囲が次のように定められています。

〔無制限納税義務者〕

- ① 被相続人の債務で相続開始の際、現に存するもの(公租公課を含む)
- ② 被相続人に係る葬式費用

〔制限納税義務者〕

- ① その財産に係る公租公課
- ② その財産を目的とする留置権、特別の先取特権、質権又は抵当権で担保される債務
- ③ その財産の取得、維持又は管理のために生じた債務
- ④ 被相続人が日本に有していた営業所又は事業所に係る営業上又は事業上の債務

したがって、相続人が、制限納税義務者である場合には、葬式費用を負担したとしても、債務控除することは認められないこととなります。

